

Transaction M&A News

July 2010, Issue 21

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 560 名のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 151 カ国に 163,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

このニュースレターは、概略的な内容をご紹介します。この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースのトランザクション/M&A部担当者にお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

© 2010 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

2010 年度税制改正における無対価組織再編成にかかるとの税務上の取り扱いの明確化

2010 年度税制改正により、これまで法人税法上に明確な規定が存在しなかった無対価組織再編成について、定義、適格要件および処理方法等についての規定が設けられ、その税務上の取り扱いが明確化されました。

本ニュースレターでは、無対価組織再編成にかかるとの税務上の取り扱いの明確化について、その概要を解説いたします。

1. 従来の無対価組織再編成にかかる税務上の取り扱い

2010 年度税制改正前は、無対価で行われる組織再編成(以下「無対価組織再編成」といいます)に関しては、法人税法上の明確な規定は存在しませんでした。消滅会社等の株主に存续会社等の株式以外の資産が交付されないため、その他の適格要件を満たすのであれば適格組織再編成に該当するものと解されていました。

ただし、国税庁の質疑応答事例において、無対価の分割型分割および分社型分割のケースについて一定の場合には税制適格に該当すると解して差し支えない旨の見解が示されていました。

今回の無対価組織再編に関する改正は、従来から行われていた無対価組織再編成にかかる税務上の取り扱いを、法人税法および同施行令上で明確化したものと考えられます。

2. 2010 年度税制改正の内容

(1) 無対価分割の定義の明確化

2010 年度税制改正では、無対価の会社分割について当該会社分割が分割型分割に該当するのか、または分社型分割に該当するのかに関する定義規定が新たに設けられました。

① 分割型分割(法法 2 条十二の九ロ)

- 分割対価資産が交付されない分割で、その分割の直前において分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合
- 分割対価資産が交付されない分割で、その分割の直前において分割法人が分割承継法人の株式を保有していない場合

② 分社型分割(法法 2 条十二の十ロ)

- 分割対価資産が交付されない分割で、その分割の直前において分割法人が分割承継法人の株式を保有している場合(分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合を除く)

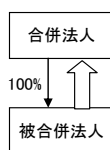
(2) 無対価組織再編成の適格性の判定

2010 年度税制改正では、無対価組織再編成の適格性の判定については、原則として資本関係が変わらないものは適格、本来、資本関係の変更を伴うべきものは非適格との整理がなされ、無対価合併、無対価分割ならびに無対価株式交換の適格性を判定するにあたっての持株要件が明確化されました(法令 4 の 3②～④、⑥～⑧、⑭～⑯)。

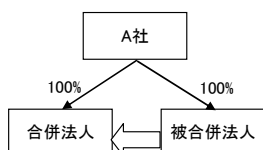
2010 年度税制改正で明確化された適格無対価合併、適格無対価分割、および適格無対価株式交換となりうるストラクチャーの例は下記のとおりです。

① 適格無対価合併の例

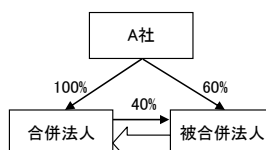
合併法人が被合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係



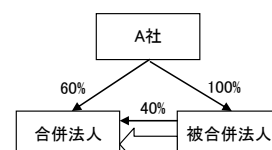
一の者が被合併法人及び合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係



合併法人及び当該合併法人の発行済株式等の全部を保有する者が被合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係

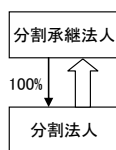


被合併法人及び当該被合併法人の発行済株式等の全部を保有する者が合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係

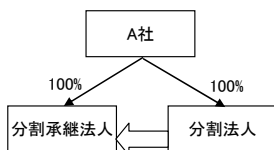


② 適格無対価分割の例

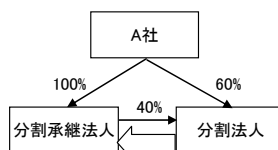
分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有する関係



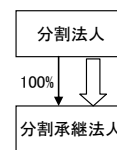
一のが分割法人及び分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係



分割承継法人及び当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する者が合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係

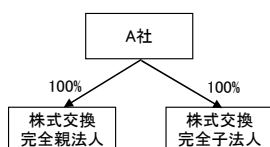


分割法人が分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係

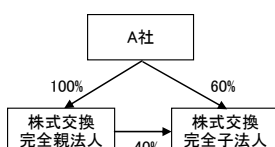


③ 適格無対価株式交換の例

一のが株式交換完全子法人及び株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係



株式交換完全親法人及び当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する者が株式交換完全子法人の発行済株式等の全部を保有する関係



上記改正は、2010年10月1日以後に行われる合併、分割、株式交換について適用されます(改正法附則10②)。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
トランザクション/ M&A 部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル 15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	宮川和也	03-5251-2462	kazuya.miyakawa@jp.pwc.com
	佐野勝也	03-5251-2774	masaya.sano@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com